

口の年齢別構成、(2)就業者の年齢別構成、(3)就業者の教育水準別構成、(4)養育費、これである。いずれの統計系列についても将来の予測を試みた。そこでの私の意図は、四つの柱、すなわち人口、労働力、教育、養育費によって計画方式を組み立てることにあつた。四つの項目の間の相互の函数関係は非常に重要だが、私のペーパーでは十分確定されていない。また、たとえば労働生産性と教育水準との間の関係とか、養育費における個人負担と国家負担との関係とかについても、私のペーパーではほとんど分析されていない。しかし、私は上述の四つの柱がわれわれの計画の粗雑なフレーム・ワークを提供し、さらに分析を押し進める出発点になるものと思っている。もちろん、私のペーパーでは日本の近い将来についてのみ考察し、したがって若年人口割合の著減、若年労働力

の不足、労働の質的改善の必要というようなことが指摘された。もし日本のもっと先の将来を考えると、労働力の絶対的不足とかその対策とかをとりあげなければならないかも知れない。またアジアの諸国の大部分では、日本と事情が大いに違うかも知れない。そこでは恐らく労働不足は問題ではなく、むしろ少年労働を禁止することや、そのことが家計の養育費に及ぼす影響などがもっと重大な問題となるであろう。しかし、いずれにせよ、前述の四つの柱を基礎にし、国々の発展の段階に応じて、それらの柱を適当に解釈していくことが必要であろう。四つの柱、すなわち人口、労働力、教育および養育費などは国々の発展段階に応じて内容が異なり、計画目標は発展段階に応じて設定されねばならないのである。

昭和 41 年度厚生省予算について

三 浦 正 夫

概 観

昭和 41 年度予算の政府案は、1 月 14 日の閣議において決定した。

これによると、一般会計予算の規模は、4 兆 3 千億円余、対前年度比 18% の増となっており、一般に景気回復を意図する“積極大型予算”とみられているが、このうちで社会保障関係費はどのようになっているであろうか。

まず、別表によってごく概括的にみると次のとおりである。

第 1 に、社会保障関係費の額の対前年度比では 20.3 % の増で、一般会計歳出予算総額の場合の 17.9 % を多少上回っていることが目につく。これは、ここ数年来の傾向であり、おおむね 20% 前後という率もほとんど変わっていない。また、一般会計歳出予算総額に占める社会保障関係費の額の比率（構成比）はここ数年、わずかながら上昇している。このような現象は、一応、社会保障の前進を示すものといえようが、これについては、社会保障関係費の増のうちにはいわゆる当然増の占める部分が大きい（ちなみに 41 年度厚生省予算額の対前年度増 983 億円のおおむね 3 分の 2 相当額はいわゆる当然

年度別主要経費別社会保障関係費歳出予算額

(単位 100 万円)

	37				38				39				40				41			
	予算額	構成比	対前年伸率		予算額	構成比	対前年伸率		予算額	構成比	対前年伸率		予算額	構成比	対前年伸率		予算額	構成比	対前年伸率	
一般会計予算額	2,426,801	100.0			2,850,008	100.0	17.4		3,255,438	100.0	14.2		3,658,080	100.0	12.4		4,314,270	100.0	17.9	
社会保障関係費	295,301	12.2	20.3		361,629	12.7	22.5		430,905	13.2	19.2		516,689	14.1	19.9		621,748	14.4	20.3	
生活保護費	61,035	2.5	9.8		72,144	2.5	18.2		91,799	2.8	27.3		106,107	2.9	15.6		124,019	2.9	16.9	
社会福祉費	23,053	1.0	34.3		30,140	1.0	30.7		37,217	1.1	23.5		42,947	1.2	15.4		51,106	1.2	19.0	
社会保険費	117,272	4.8	17.8		138,751	4.9	18.3		163,627	5.0	17.9		209,530	5.7	23.1		265,006	6.1	26.5	
失業対策費	41,640	1.7	18.5		53,167	1.9	27.7		59,695	1.8	12.3		66,676	1.8	11.7		75,939	1.8	13.9	
保健衛生対策費	52,302	2.2	37.8		67,427	2.4	28.9		78,567	2.4	16.5		91,429	2.5	16.4		105,678	2.4	15.6	
厚生省予算額	272,316	11.2	19.6		331,313	11.6	21.7		398,980	12.3	20.4		481,942	13.2	20.8		580,240	13.4	20.4	

注 各年度とも当初予算額である。

増である)ことを考慮にいれなければなるまい。

第2に、41年度の社会保障関係費の各経費ごとの構成比は、40年度とほとんど変わっていないが、ただ社会保険費(医療保険および年金保険に対する国庫負担)の構成比がたかまっていることが注目される。すなわち、構成比にして0.4%の上昇であるが、これが社会保障関係費全体の構成比の上昇としてあらわれているのである。これを予算額の増加の面からみても、41年度社会保険費の対前年度増555億円は、41年度社会保障関係費の対前年度増1,051億円の半ば以上を占めている。

主要項目ごとの状況

以上が、社会保障関係費についての概観であるが、厚生省関係の予算についてみると、その編成に当たって重点がおかれたもの、結果においても顕著なものとしては、所得保障の面において国民年金の改善を行なうこと、医療保障の面において医療保険財政の強化措置を講ずること、社会保障の水準のパロメーターとしての生活保護基準の引上げを行なうこと、国民の関心と期待がとくに強かったがん対策、重症心身障害児(者)対策等を強化することなどである。

以下、主な項目について、簡単に紹介することとする(カッコ内の金額は、40年度当初予算額を示す)。

〔公衆衛生関係〕

1 がん対策——2,035百万円(1,330百万円)

予防対策の面では、新たにがん集団検診車46台(各都道府県1台)の整備とその運営に要する費用に対し国庫補助(3分の1)を行なうこととしたほか、がん予防思想の普及費を計上しており、医療対策の面では、国立がんセンター、国立病院たる地方がんセンター、地方公共団体の地方がんセンター等の整備充実を行なうとともに、がんの研究に対する助成、がんの医療技術者の養成を行なうこととなった。

2 性病対策——53百万円(34百万円)

性病予防対策としての血液検査に対する公費負担を充実することとし、とくに結婚の際の検査はこれを義務づけ、妊娠した場合の検査とともに、全額公費負担することとした。

3 原爆被爆者対策——2,253百万円(1,607百万円)

被爆者に対する医療、健康管理を充実して行なう。

4 精神衛生対策——21,094百万円(16,350百万円)

措置入院費、通院医療費に対する公費負担を行なうほか、精神病院の拡充(2,300床)、精神衛生センター6ヵ所の新設を行なう。

5 結核対策——36,493百万円(33,653百万円)

6 保健所対策——5,087百万円(3,898百万円)

従来から問題とされていた地方公共団体の超過財政負担の解消と職員の充足を図るという観点から人件費の補助単価を大幅に引き上げることとした(医師75%、その他の職員34%の増)。

〔環境衛生関係〕

7 公害対策——221百万円(143百万円)

大気汚染測定網調査、ばい煙規制法による地域指定の基礎調査、開発整備地域調査等を行なうほか、40年度発足した公害防止事業団に対し1億700万円の交付金を交付する。

8 環境衛生施設の整備——8,906百万円(9,979百万円)

し尿処理施設、ごみ処理施設、下水道終末処理施設を年次計画に従って整備するとともに、コミュニティプラント(簡易な下水道終末処理施設)の整備(92,000人分)に対しても新たに補助(3分の1)を行なうこととし、また簡易水道施設の整備に対する補助については、財政力の弱い市町村の補助率を引き上げることとした。

〔医療関係〕

9 救急医療対策——16百万円(13百万円)

救急医療施設の医師に対する研修、救急医療体制連絡会等に要する経費を計上した。

10 医師実地修練——103百万円(37百万円)

医師実地修練生の修練用の教材費、実地修練施設の指導医師の研究会費等である。

11 看護職員確保対策——185百万円(170百万円)

看護婦養成所の整備費、修学金貸与制度の助成費、看護教員養成費等である。

12 へき地医療対策——217百万円(194百万円)

へき地診療所の整備・運営、患者輸送車、巡回診療車(船)の整備に対する補助ならびにへき地巡回診療班に対する補助である。

〔業務関係〕

13 血液対策——20百万円(20百万円)

献血運動推進のための経費、血清肝炎の調査研究費である。

14 麻薬対策——304百万円(283百万円)

麻薬取締職員の設置、中毒者の収容保護、麻薬禍撲滅のための啓発宣伝等の経費である。

〔公園関係〕

15 国立公園等の整備——646百万円(613百万円)

国立公園、国民公園、国定公園および保養温泉地の施

設整備費である。

〔社会福祉関係〕

16 生活保護——124,019 百万円 (106,107 百万円)

主として次のような改善が行なわれる。

- (1) 生活扶助基準を 13.5% 引上げる。この結果、標準 4 人世帯 (35 歳男, 30 歳女, 9 歳男, 4 歳女) の基準は次のとおり改訂される。

	(現行)	→	(改訂)
1 級地	18,204 円		20,662 円
2 級地	16,576		18,802
3 級地	14,949		16,943
4 級地	13,321		15,083

- (2) 教育扶助 (学用品費, 通学用品費) の基準を改訂する。

(例) (1, 2 級地現行) (改訂=級地差撤廃)

小学 3 年 290 円 → 305 円

中学 1 年 800 円 → 835 円

- (3) 出産扶助の基準を改訂する。

(例) 1, 2 級地 4,500 円 → 8,000 円

- (4) 葬祭扶助の基準を改訂する。

(例) 1, 2 級地 5,600 円 → 8,000 円

17 老人福祉対策——8,285 百万円 (6,891 百万円)

老人クラブの国庫補助対象数を 4 万から 5 万に増加するとともに、老人家庭奉仕員の増員 (507 人 → 800 人) およびその手当額の増額 (12,000 円 → 15,000 円) を図ったほか、老人ホームの老人に対する処遇の改善を行なう。

18 身体障害者福祉対策——1,263 百万円 (1,087 百万円)

補装具給付費の充実、居宅身体障害者の地域活動の育成を行なうこととした。

19 社会福祉施設の運営改善

保育所、老人ホーム等の社会福祉施設の運営に関しては、直接処遇にあたる職員の増員、保育所保育の給与の地域差の一部解消、民間施設に対する経営調整費の新規加算、各所修繕費、庁費の増額等関係者の要望していた改善が行なわれる。

〔児童福祉関係〕

20 重症心身障害児 (者) 対策——892 百万円 (399 百万円)

国立重症心身障害児 (者) 収容施設 11 ヶ所 (520 床) を整備し、その運営費を計上するとともに、現行の重度精神薄弱児扶養手当制度を拡充し、41 年 9 月から重度身体障害児 (約 6,250 人) についても月 1,200 円の扶

養手当を支給することとした。

このほか、在宅の重症心身障害児に対する訪問指導費を新規計上するとともに、国立心身障害者の村 (コロニー) の設置準備も行なうこととなった。

21 母子保健対策——440 百万円 (357 百万円)

母子栄養強化対策としてのミルクの支給対象範囲を拡大した。

22 母子福祉対策——989 百万円 (908 百万円)

23 児童扶養手当の支給——3,266 百万円 (2,165 百万円)

24 身体障害児対策——363 百万円 (360 百万円)

25 児童健全育成対策——198 百万円 (96 百万円)

児童館、家庭児童相談室等の運営の充実を図ったほか、「こどもの国」の特殊法人化を行ない、これに対し 5,000 万円の政府出資を行なうこととした。

〔社会保険関係〕

26 国民健康保険の強化対策——145,164 百万円 (119,473 百万円)

家族 7 割給付の法制化を実現することとして、療養給付費補助金の補助率を 2 割 5 分から 4 割に引き上げた。これに伴い、家族 7 割給付実施奨励のための補助金は療養給付費補助金に整理統合し、また調整交付金総額は市町村療養給付費見込額の 100 分の 10 から 100 分の 5 に引下げるることとなった。

なお、市町村に交付する事務費補助金の被保険者 1 人当り額を 200 円から 250 円に引き上げることとした。

これらによって、国民健康保険の当面の財政危機を突破する契機が与えられたといえよう。

27 医療保険財政対策

危機に立っている政府管掌健康保険および船員保険疾病部門の財政対策については、すでに昨年末政治的にその大綱は定まっていたが、それぞれの特別会計に対し、前者については 150 億円、後者については 4 億円を一般会計から繰り入れることとした。

これらの医療保険においては、このような財政でこ入れ策と別途法律改正を予定している保険料率の引上げ、標準報酬制度の改正等と相俟って、少くとも 41 年度においては収支のバランスがとれる見込みとなっている。

〔年金関係〕

28 国民年金の改善

国民年金法を改正し、老齢年金の額を 25 年拠出で月額 5,000 円、40 年拠出で月額 8,000 円に引き上げるとともに、障害年金、母子年金の最低保障額を月額 5,000 円に引き上げるほか、障害年金の支給対象となる障害の

範囲を拡大する等支給要件の緩和を図り、保険料を月額 100 円引き上げることとした。

これらの改善は、昨年行なわれた厚生年金制度の改善に対応して行なわれるものである。

また、福祉年金については、月額 200 円ずつ引き上げ、障害の範囲を拡大するとともに、所得制限を緩和する等の改善を行なうこととした。

なお、拠出年金分の市町村交付金は被保険者 1 人当たり 165 円から 200 円に引き上げることとなった。

29 厚生年金基金等助成——26 百万円 (20 百万円)

昨年行なわれた厚生年金保険法改正によって新たに制

度化された厚生年金基金および厚生年金基金連合会に対する事務費補助金、給付費補助金を計上した。

〔援護関係〕

30 戦傷病者戦没者遺族等援護対策——13,963 百万円 (10,821 百万円)

遺族の範囲拡大、障害の範囲拡大、準軍属の範囲拡大、準軍属に対する遺族給与金・障害年金の額の引上げを行なうほか、戦没者の妻に対する特別給付金の支給範囲の拡大、戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給範囲の拡大を行ない、さらに新たに戦傷病者の妻に対しても特別給付金 (国債) を支給することとした。

次 号 (第 2 巻 第 1 号) 予 告

巻頭言	大 内 兵 衛
一周年記念講演	蠟 山 政 道
論 文	
社会保障の体系化について	森 健 一
社会保障の体系化について	江 見 康 一
チェッコの社会保障	I. トーメシー
フランスの社会保障	上 村 政 彦
資 料	
国際社会事業会議について (その 2)	三 浦 文 夫・花 島 政 三 郎
社会保障の体系化に関する資料	谷 昌 恒
研究会ノート	
年金積立金の運用について	出 原 孝 夫
書 評	
富永健一著『社会変動の理論』	向 井 利 昌
有斐閣『都市問題講座』	宮 本 義 孝
L. Soltow, <i>Income in Equality in Norway</i>	地 主 重 美
E. Witte, <i>Social Security Perspect</i>	平 石 長 久
社会保障統計	
社会保障研究所日誌	
社会保障関係文献目録	